

鴨川上流廃棄物対策について

1 京都新聞記事（平成29年2月1日）について

平成26～27年度に撤去工事及び河川美化ボランティアによる清掃活動を実施した区間より上流部において、新たに廃棄物の表出が確認されたかのように報道。

2 事実関係

◆新聞報道された箇所は、既に京都新聞記事（平成26年4月11日）で確認されている5箇所のうちの1箇所である。小規模で河川管理上問題なく、魚の斃死なども確認されず環境上問題がないため、鴨川府民会議で御議論いただき、月2回のパトロールで経過を観察することとなった。

◆平成26～27年度に撤去した区間は、本件同様河川管理上支障はなかったが、大規模であったため、鴨川府民会議での現地調査等を踏まえオール京都で撤去した。

3 主な経過

・平成25年 9月	・鴨川沿いに埋められていた廃棄物が台風18号で河川内に流出
・平成26年 6月	・第27回鴨川府民会議で京都府が撤去する方針を提案
・平成26年 9月	・鴨川府民会議のメンバーで現地調査
・平成26年10月	・第28回鴨川府民会議で、鴨川を美しくする会主催の河床清掃が提案され府民会議も協力団体となることを決議
・平成26年12月	・鴨川を美しくする会主催 第1回河床清掃実施
・平成27年 4月	・京都府施工「人力で撤去できない廃棄物」撤去。 施工予定の880mのうち、下流区間L=500m実施
・平成27年 5月	・鴨川を美しくする会主催 第2回河床清掃実施 併せて、京都府・京都府警・京都市でパトロール実施
・平成28年 3月	・京都府施工「人力で撤去できない廃棄物」撤去。 施工予定の880mのうち、残った区間L=380m実施 ・鴨川を美しくする会主催 第3回河床清掃実施

4 今後の対応

経過観察をしながら、地元との協議及び行為者の特定に努め、京都府鴨川条例第3条で府の責務となっている、「清流の保持をはじめとする良好な河川環境の保全」を図るため、河川美化ボランティアの協力を得ながらオール京都で取り組んでいく。

鴨川環境保全区域(起点～鞍馬川合流点)

